

株式会社 E R I ソリューション

CASBEE 評価認証業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社 E R I ソリューション CASBEE 評価認証業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社 E R I ソリューション (以下「ERI ソリューション」という。)が実施する CASBEE 評価認証業務 (以下「認証業務」という)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(CASBEE 評価認証手数料)

第2条 業務規程第15条に規定する認証業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおりとする。

1) CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則 (平成25年8月7日施行:機構) (以下「要綱施行規則」という。)第1条第二号の区分の建築物 (原則延べ面積 300 m²以上)

申請建築物の延べ面積	用途	主用途	金額 (消費税別)
2,000 m ² 未満	単一用途	住宅	400,000 円
		住宅以外	450,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 120,000 円を上記金額に加算	
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	単一用途	住宅	450,000 円
		住宅以外	500,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 160,000 円を上記金額に加算	
10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	単一用途	住宅	600,000 円
		住宅以外	650,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 200,000 円を上記金額に加算	
50,000 m ² 以上	単一用途	住宅	700,000 円
		住宅以外	750,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 250,000 円を上記金額に加算	

※ 但し、審査業務が効率的に実施できるとして、ERI ソリューションが判断した場合は、割引を行える場合があります。

2) 要綱施行規則第1条第三号の区分の建築物 (原則延べ面積 300 m²以上)

申請建築物の延べ面積	用途	金額 (消費税別)
10,000 m ² 未満	事務所	100,000 円
10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	事務所	150,000 円
50,000 m ² 以上	事務所	200,000 円

※ 但し、審査業務が効率的に実施できるとして、ERI ソリューションが判断した場合は、割引を行える場合があります。

(再認証手数料)

第3条 ERI ソリューションが認証業務を行った建築物を再認証する場合は前条の表に記載する金額の70%とする。

(手数料の加算)

第4条 認証業務を遂行するにあたり、特別の調査費用又は出張費等が生じた場合は申請者の負担とする。

(再交付手数料)

第5条 ERI リューションが認証書を再交付する場合の手数料は、1通につき10,000円とする。

(附則)

この規程は、平成22年7月28日より施行する。

制定：平成22年7月28日

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

改正：平成23年3月11日

この規程は、平成26年5月1日より施行する。

改正：平成26年4月09日